

# さつき野学園PTA規約

## 第1章 名称・所在地

第1条 この会は、さつき野学園PTA（以下「本会」という）と称する。

2 本会を次の所在地に置く。大阪府堺市美原区さつき野東1丁目6番1

## 第2章 目的

第2条 本会は学校と保護者が一体となって、児童・生徒の福祉の増進に努め、また会員相互の教育に対する理解を深めて、さつき野学園（「以下本校」という）の教育発展に寄与することを目的とする。

## 第3章 方針

第3条 この会は、前条の目的を遂げるため、次の方針に従って活動する。

- (1) 家庭と学校との緊密な連携によって、児童・生徒の健全育成に努める。
- (2) 児童・生徒をとりまく教育環境の改善に努める。
- (3) 社会の進展に即応するための文化教養活動を活発化する。
- (4) 地域の学校や関係諸機関との連携をはかる。

第4条 本会は、純粋な教育目的を持つ会であって、他のいかなる団体の干渉をも受けず、また本校の管理運営や人事に干渉しない。

## 第4章 会員

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 本校児童・生徒の父、母または保護者。
- (2) 本校学園長および教職員。

第6条 会員は、すべて平等の権利と義務を持つ。

## 第5章 会計

第7条 本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってこれに充てる。

第8条 本会の会費は、1家庭につき月額500円とする。ただし、必要に応じて実行委員会の議決により臨時に徴収することができる。

第9条 本会の決算は、会計監査委員の監査を経て総会に報告する。

第10条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 総会

第11条 総会は毎年年度当初に開催し、次の事項を審議の上、議決する。議事内容については、総会までに会員に報告することとする。

- (1) 会務および事業に関する事項
- (2) 予算・決議に関する事項
- (3) 会長・副会長・書記・会計ならびに会計監査の選出に関する事項
- (4) その他、役員会・実行委員会が必要と認めた事項

第12条 総会は、次のいずれかの開催方法とし、その決定は役員会議で決議する。

- (1) 対面開催
- (2) 書面開催

対面総会の場合、全会員の5分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決することができる。委任状をもって出席にかえることを認めるが、議決内容については、出席者の過半数に委任することとする。

書面総会の場合、全会員の5分の1以上の総会書面議決書の提出をもって成立し、総会書面議決書の過半数をもって議決することができる。総会書面議決書の提出の中で、賛成・反対の記載のない場合、議決内容については、提出者の過半数に委任することとする。

**第13条** 会長が必要と認めた場合、実行委員の過半数の要求があった場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合には臨時総会を開くことができる。

## 第7章 役員・会計監査

**第14条** 本会には次の役員をおく。役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(1) 会長 1名

(2) 副会長

(3) 書記

(4) 会計

(2)～(4)の定員は各年度末に役員会で決定し、実行委員会にて承認を受ける。

(5) 顧問または相談役

会長は、役員会の決定により顧問または相談役を置くことができる。

(6) 役員・会計監査に欠員が生じたときは、実行委員会を選出する。

**第15条** 役員の任務は、次の通りとする。

(1) 会長は、本会を代表し、総会・役員会および実行委員会を召集する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその任務を代行する。

(3) 書記は、議事ならびに活動を記録する。

(4) 会計は、会計事務一切を処理する。

**第16条** 本会の会計を監査するために以下の会計監査委員を前年度役員より選出する。任期は1年とするが、再任は妨げない。

保護者2名 教職員1名

**第17条** 会計監査は、会計を年2回以上監査し、総会において監査結果を報告する。

## 第8章 役員の選出

**第18条** 役員の選出は次の通りとする。

(1) 役員を選出するために、毎年役員選挙管理委員会を設置する。

(2) 役員選挙管理委員会は現在の役員より2名、各学年より1名、教職員より1名で構成し、委員長は委員の互選で選出する。

(3) 役員の立候補については2名以上の会員の推薦があれば役員選挙管理委員会に届けて立候補できる。

(4) 立候補がないときは、役員選挙管理委員会を役員指名委員会に切り替え、役員候補者を選考・抽選等にて行う。

(5) 役員指名委員会は総会1週間前までに役員候補者を会員に告示する。ただし、原則として指名委員は役員候補者になれない。

(6) 立候補者が役職の定員を超えたときは、投票により選出する。

(7) 立候補者が定員内の時は、総会の信任で選出する。

(8) 選挙の投票に関する細則は別に定める。

## 第9章 役員会・委員会の組織と任務

- 第19条** 役員会は、会長・副会長・書記・会計・校長および教頭をもって構成する。
- (1) 年度はじめに委員会の組織を編成し、諸活動の年間事業計画案、および予算案を作成する。
  - (2) 役員会は必要に応じて会長が召集する。
  - (3) 役員会は顧問・相談役に意見を求めることができる。
- 第20条** 実行委員会は、役員、各学年代表、各専門委員会の代表をもって構成する。
- (1) 実行委員会は、委員の2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって成立する。
  - (2) 実行委員会は、本会の規約ならびに総会の議決に従って業務を処理し、総会に提出する議案を調整する。
  - (3) 実行委員会は、顧問・相談役に意見を求めることができる。
- 第21条** 学級委員会は、学級委員と学年担任をもって構成する。
- (1) 学校教育方針に基づき望ましい学級環境づくりに協力するとともに、学級・学年等における情報交換を行い、学校や学級に対する理解を深めその発展に協力する。
  - (2) 学級委員会・学年集会等について学校と連携して企画運営にあたる。
- 第22条** 専門委員会
- (1) 規約第2条の目的を達成するため専門委員会をおく。
  - (2) 専門委員会は、次の通りとする。
    - イ. 広報委員会  
新聞作りやその他の広報に関する企画運営を担当する。
    - ロ. 安全委員会  
学校内外において児童・生徒の安全に関する事項を担当する。
  - (3) 各専門委員会の定数は、役員会または実行委員会によって定める。
  - (4) 会長は、役員会の決定により新たな委員会を置く事ができる。

## 第10章 委員長ならびに委員の選出

- 第23条** 会長は、会員によって選出された学級委員・専門委員および各委員会の代表2名を委嘱する。但し、会長及び学園長が特段の事情のある会員と認める時は、役員会で協議し、その会員を選出から除外する事ができる。その経過は公表しないこととする。
- (1) 学級委員  
各学級より学級委員を2名以上選出する。さらに学級委員のうちより学級委員長1名を互選する。
  - (2) 専門委員  
各学年よりそれぞれ広報委員、安全委員各1名を選出する。さらに、各委員会のうちより代表2名をそれぞれ選出する。

## 第11章 個人情報の保護

- 第24条** 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理等については「さつき野学園 PTA 個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第12章 補則

- 第25条** 規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第26条** 本規約に規定するもののほか、必要な細則は実行委員会の議決によって定める。実行委員会が細則を制定または改廃したときは、その結果を次期総会に報告し、承認を得る。
- 第27条** 本会の設立年月日は平成21年4月1日とする。

- 附則 1** この規定は平成21年4月1日より施行する。
- 附則 2** 平成22年4月22日、第10章第23条(2)改正、施行。
- 附則 3** 平成23年4月21日、第7章第14条(2)改正、施行。
- 附則 4** 平成24年4月20日、第1章第1条、第2章第2条、第7章第16条、および第9章第22条(4)改正、施行。
- 附則 5** 平成30年4月20日、第10章第23条、第11章第24条 改正、施行。
- 附則 6** 令和5年4月21日、第6章第12条 改正、施行。
- 附則 7** 令和6年4月19日、第5章第8条 改正、施行。
- 附則 8** 令和6年11月20日、第1章第1条第2項、および第12章第27条 改正、施行。
- 附則 9** 令和7年4月30日、第9章第22条第2項、および第10章第23条第2項 改正、施行。

# さつき野学園 P T A 個人情報取扱規則

(趣旨)

## 第 1 条

本規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき、さつき野学園 P T A（以下「本会」という。）が保有する個人情報の取扱いに関して必要な事項を定める。

(定義)

## 第 2 条

本規則における用語は、法で使用する用語の例による。

(個人情報保護管理者)

## 第 3 条

本会は、個人情報の取扱いに関して総括的な責任を有し、個人情報の管理に関する全ての職責と権限を有する個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、会長とする。

3 会長に事故があるときは、PTA 役員会を構成する者、副会長の中から選任された者がその職務を行う。

(個人情報取扱者の範囲)

## 第 4 条

本会における個人情報取扱者（以下「取扱者」という。）は、役員会を構成する PTA 役員及び実行委員とする。

(秘密保持義務)

## 第 5 条

管理者及び取扱者は、職務上知りえた個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の利用目的)

## 第 6 条

個人情報は、本会が行う活動の範囲内に限って利用するものとする。

(個人情報の収集)

第7条

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報の利用目的に沿って行うものとする。

(個人情報の利用の制限)

第8条

本会は、収集した個人情報を本人の同意なく事前に定めた利用目的を越えて利用しない。

(個人情報の管理)

第9条

取扱者は、個人情報の安全確保のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざん及び漏洩の防止
- (3) 不要となった個人情報の適切かつ速やかな廃棄又は消去

2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(第三者への提供)

第10条

本会は、法が第三者提供として認める場合において、個人情報を提供するときは、様式1によるものとする。

(第三者からの提供)

第11条

本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは、様式2によるものとする。

(情報開示等)

第12条

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、訂正、追加、削除を求められたときは、誠実に対応する。

(苦情の処理)

第13条

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があれば、適切かつ迅速に対応するよう努めるものとする。

(漏えい時等の対応)

第14条

本規則に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を管理者に報告するものとする。

2 管理者は、前項による報告内容を調査し、遅滞なく適切な措置をとるものとする。

(周知等)

第15条

管理者は、取扱者に対して個人情報の取り扱いに関する留意事項を周知するものとする。

2 管理者は、本会会員に対して総会により本規則を周知するものとする。

(雑則)

第16条

本規則の改廃は、役員会の承認を受けて行う。

附則

本規則は、平成30年4月20日から施行する。